

○大船渡市働く婦人の家運営委員会規則

平成3年5月1日規則第11号

改正

平成26年3月18日規則第14号

大船渡市働く婦人の家運営委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条例（平成3年大船渡市条例第4号）第21条の規定による大船渡市働く婦人の家運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、大船渡市働く婦人の家において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月18日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。